行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上 超由／編集人　山中 章由
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

なりすまし防止・申請等の真正確保のために

業務推進部長　西村　泰成

令和2年度滋賀県議会定例会（令和3年2月定例会議）において、当会から「滋賀県に提出する許認可・届出等の申請書に行政書士代理人欄を設けることについて」の請願を提出し、採択されました。請願の理由には行政書士法の遵守が徹底されないことにより、非行政書士による違法な行為が横行し、県民への被害が発生し行政の窓口の負担や混乱が生じている等があります。

行政機関においては令和3年8月6日付で滋賀県総務部長から関係部局に対し「行政書士法の遵守の徹底等について」通知が発令され、より一層行政書士法遵守の徹底が図られています。

私たち行政書士もなりすまし防止・申請等の真正性確保協力のため定められたことの徹底を図る必要があります。

官公署での申請等の際には

1. 申請等の提出先窓口において行政書士や補助者の本人確認を求められた場合、行政書士証票または行政書士補助者証を提示してください。

「日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則」
第4条第2項　行政書士は、証票を常時携帯しなければならない。

2. 行政書士であることを明らかにするために、上着を着用したときは、左襟上部に会員徽章を必ず着用してください。

「滋賀県行政書士会会則」
第79条第2項　個人会員は、上衣を着用したときは、左襟上部に会員徽章を着用しなければならない。

撮影協力
左　滋賀県行政書士会　湖南支部所属　清水美代子会員
右　滋賀県行政書士会　大津支部所属　森永　勝博会員

3. 行政書士として作成した書類への記名と職印の押印を必ず行ってください。

「行政書士法施行規則」
第9条第2項　行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

行政書士 ○　○　○　○ 滋賀県行政書士会会員	職印 押印

【参考】
行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、他人から依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類の作成をすることはできない（行政書士法第19条第1項）

（注）対価としてお金を受け取らなくても何らかの利益の供与がある場合、報酬を得たことになる可能性があります。
違反した場合は刑事罰（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）が科せられる場合があります（行政書士法第21条第2号）

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。